

第 15 号

平成25年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

平成25年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 25 年 9 月 25 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	185,000,000 ^円	19,795,000 ^円	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	67,000,000	7,169,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	170,000,000	18,190,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	210,000,000	22,470,000	10.7	
	つるぎ町	森林基幹道	50,000,000	5,350,000	10.7	

提案理由

平成25年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。